

群馬県適正化通信 NO. 63

巡回指導時における改善指導事項について

適正化指導員による最近3年間の巡回指導結果を見ると、毎回運行管理面に改善指導事項が多くあり、ワースト5も毎回同じ項目が指摘されています。再度、適正化通信No.33「巡回指導時における調査事項のチェックポイントについて」を参照していただき、積極的な取組をお願いします。

1. 改善指導項目ワースト5

※ () 内の数字は指摘率です

調査事項		22年度	23年度	24年度
運行管理等	・点呼の実施及び記録、保存	⑤(33.1%)	③(42.8%)	③(35.8%)
	・乗務の記録(運転日報)の作成、保存	④(38.0%)	④(40.3%)	④(33.3%)
	・乗務員に対する指導監督	③(43.4%)	⑤(38.2%)	⑤(27.3%)
	・特定運転者に対する特別指導	①(57.9%)	①(61.3%)	①(55.7%)
	・特定運転者の適性診断受診	②(50.3%)	②(49.0%)	②(46.8%)

2. 調査事項の主なポイント

(1) 点呼の実施及び記録、保存(1年間の保存)

- ①点呼記録簿の実施項目の確認及び記録保存
- ②対面点呼の実施及び泊運行時の電話点呼の実施並びに記録保存
- ③アルコール検知器の設置及び乗務前、乗務後及び中間点呼(運行がある場合)時の使用
- ④運行管理者による1/3以上の点呼執行(補助者を含め有資格者による点呼執行)

(2) 乗務の記録(運転日報)の作成、保存(1年間の保存)

- ①乗務の開始及び終了の地点及び日時
- ②休憩又は睡眠をした地点及び日時
- ③車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況

(3) 乗務員に対する指導監督(3年間の保存)

- ①告示1366号に基づく11項目の実施状況(過去1~3年の実施状況)
- ②指導監督実施後の記録保存(3年間)

(4) 特定運転者に対する特別指導(3年間の保存)

- ①新たに雇い入れた運転者に対する事故歴の把握(過去3年以上の運転記録証明、無事故・無違反証明書を初めてトラックに乗務する前に取得)
- ②次に掲げる者に対する告示1366号に基づく特別な指導及びその結果の記録保存
ア. 事故を引き起こした者(再度トラックに乗務する前に実施)
イ. 新たに雇い入れた者(初めてトラックに乗務する前に6時間以上実施)
ウ. 高齢者(65歳以上)の乗務員(適齢診断の結果が判明した後1か月以内に受診結果に基づき実施)

(5) 特定運転者の適性診断受診

- ①上記ア、イ、ウに該当する運転者がそれぞれ特定診断、初任診断はトラックに乗務する前に、適齢診断は65歳に達してから1年以内に受診する

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821